



介護保険負担限度額認定 更新手続きのお知らせ

現在お持ちの「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は、平成31年（令和元年）7月31日までとなっています。引き続き認定を受けるためには、更新の申請をしてください。

更新申請に必要なもの

- ① 介護保険負担限度額認定申請書（水色） *同封しています。
- ② 通帳など（被保険者本人及びその配偶者）
*通帳等が複数ある場合は全ての通帳等。（詳しくは裏面をご覧ください。）
*生活保護を受給している人は不要です。
- ③ 印かん *申請書表面（申請者欄・同意書）に押印していただきます。
- ④ 個人番号（マイナンバー）を確認できるもの（被保険者本人）
- ⑤ 本人確認ができるもの（被保険者本人及び代理で申請する人）
*介護保険被保険者証、後期高齢者被保険者証、運転免許証など
- ⑥ 成年後見人等による申請は、成年後見人等であることの証明書の写し
* 郵送で申請される場合、②・④・⑤はコピーを同封してください。



提出先(手続窓口)

次のいずれかに提出してください。（郵送での申請も可能です。）

【手続窓口】

- ・ 浜田市役所 健康医療対策課（本庁舎1階 ⑨番窓口）
各支所 市民福祉課
- ・ 江津市役所 健康医療対策課
桜江支所 総務係

来庁される際は、
【手続窓口】にお越しください。

【郵送先】※郵送の場合のみ受付

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地 浜田市役所北分庁舎1階
浜田地区広域行政組合 介護保険課 給付係

提出期限

令和 元年 7月 31日（水）



[裏面もご覧ください]

その他

- ・認定有効期間開始日は、申請書提出日の属する月の1日からとなります。ただし、認定更新は、6月又は7月中の申請であっても、8月1日からとなります。
- ・提出期限(7月31日)までに申請書の提出ができない場合であっても、8月末日までに申請書を提出し、認定されると認定有効期間開始日は8月1日となります。
- ・**9月に入ってから申請書を提出されると9月1日から有効となり、8月分は負担限度額の対象になりません**のでご注意ください。

例) 申請書提出日: 7月20日 ⇒ 認定証有効期間初日: 8月1日
申請書提出日: 8月20日 ⇒ 認定証有効期間初日: 8月1日
申請書提出日: 9月20日 ⇒ 認定証有効期間初日: 9月1日

介護保険負担限度額認定とは

介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)やショートステイを利用する人の**居住費・食費が軽減される制度**です。

<認定要件> ※次の1~3の要件を全て満たすことが必要です。

- 1 **本人及び世帯全員**が市区町村民税**非課税**であること。
 - 2 **配偶者**(※1)が市区町村民税**非課税**であること。
 - 3 預貯金等(※2)が、**一定額以下**であること。
 - ・配偶者がいない方は、1,000万円以下
 - ・配偶者がいる方は、夫婦で合計2,000万円以下
- ※1…世帯を別にしている配偶者、内縁関係者を含みます。
※2…預貯金(普通・定期)や有価証券などをいいます。主な例は下表のとおり

預貯金に含まれるもの	必要書類
預貯金(普通・定期) 	全ての通帳の写し 被保険者本人及びその配偶者 〔○銀行等の名称、支店名、口座番号、名義の確認できる部分(通帳の見開き部分) ○最終記帳日が申請日から2か月以内で、過去2か月の取引状況が確認できる部分〕 *年金受取口座は、振込みが確認できる部分
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し(過去2か月まで)
金・銀(積立購入を含む)など、	購入先の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社などの口座残高の写し
タンス貯金(現金)	不要(自己申告)
負債(借入金・住宅ローン)	借用証書など

【お問い合わせ先・郵送先】 **※来庁される際は、表面の【手続窓口】にお越しください。**

〒697-8501

島根県浜田市殿町1番地 浜田市役所北分庁舎1階

浜田地区広域行政組合 介護保険課 給付係

電話 0855-25-1520